

平成21年度
第1回 和光市立小・中学校の
適正配置・適正規模等検討委員会
資 料



日 時	平成21年6月4日(木)
	15:00~16:30
会 場	和光市役所 502会議室

和光市教育委員会

第1回 和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会 次第

平成21年6月4日(木)

和光市役所502会議室

(進行:学校教育課 西)

- 1 開会の言葉 田中 茂 教育部長
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ 大久保 昭 男 教 育 長
- 4 自己紹介
- 5 委員長・副委員長選出
委員長()
副委員長()
- 6 和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討に係る教育委員会諮問
- 7 資料について
- 8 質疑・協議(座長:委員長)
- 9 諸連絡
- 10 閉会の言葉 副委員長

和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 新倉、下新倉地域への小・中学校建設に関する陳情書を採択したことに伴い、充実した教育環境の整備の実現に資するため、和光市立小・中学校の適正配置および適正規模等の検討をするため検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について検討し、報告する。

- ・ 市立小・中学校の適正配置および適正規模の基本的な考え方と具体的方策に関すること。
- ・ 市立小・中学校の通学区域の基本的な考え方と具体的方策に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・ 保護者代表
- ・ 学校関係者
- ・ 地域団体関係者
- ・ 学識経験者
- ・ 市民公募者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告を行った日までとする。

2 委員の欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名をする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、または、意見を記載した文章の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育課内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会要項

(設置)

第1条 和光市教育委員会(以下「教育委員会」という)に和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員会(以下「委員会」という)をおく。

(所掌事務)

第2条 委員会は和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等について審議し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

保護者代表	4名以内
学校関係者	4名以内
福祉関係者	2名以内
地域団体関係者	4名以内
学識経験者	3名以内
市民公募委員	3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は第1回委員会開催日から審議結果を報告した日までとする。ただし役職による委員はその役職を退いたときは委員の職を解かれたものとする。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長1名をおく。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を統括し検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名をする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴き、または、意見を記載した文章の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は平成21年4月10日から施行する。

和光市立小・中学校の適正配置・適正規模等検討委員

NO	区分	選出母体等	氏名	備考
1	保護者代表	白子小学校 PTA	中村 哲	
2		新倉小学校 PTA	櫻井 直樹	
3		大和中学校 PTA	神杉 彰	
4		北原小学校さざんかの会	村山 賀代	
5	学校関係者	校長会	戸部 惠一	
6			榎本 俊明	
7		教頭会	雪田 義哲	
8			長峰 宣幸	
9	福祉関係者	わこう子育てネットワーク	井関 典子	
10		NPO こども・みらい・わこう	宮田みゆき	
11	地域団体 関係者	和光市自治会連合会	山田 智好	
12		和光市地域青少年を育てる会連合会	吉田 武司	
13		和光市商工会	斎藤 和康	
14		和光市コミュニティ協議会	浪間 貞	
15	学識経験者	十文字学園女子大学人間生活学部 児童幼児教育学科	狩野 浩二	
16		埼玉県立和光高等学校長	中島 恒雄	
17		前和光市立第三中学校長	藤田 雅紀	
18	市民公募者	市民公募	園田 哲也	
19		市民公募	勝又 眞紀	

第 1 回 和光市立小・中学校の適正配置・ 適正規模等検討委員会 座席表

鈴木 課長					
担当 西		田 中 部 長	大久保 教 育 長	会 長	副 会 長
中村 哲					
櫻井 直樹					勝又 眞紀
神杉 彰					園田 哲也
村山 賀代					藤田 雅紀
戸部 恵一					中島 恒雄
榎本 俊明					狩野 浩二
雪田 義哲					斎藤 和康
長峰 宣幸					浪間 貞
		井 関 典 子	宮 田 み ゆ き	山 田 智 好	吉 田 武 司